

広域水道常任委員会記録

令和7年10月29日(水)

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和7年10月29日(水)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 かわの 忠 正 副委員長 渡 辺 光 一
 委 員 員 いそもと桂太郎 委 員 員 青 山 圭 一
 委 員 員 斉 藤 達 也 委 員 員 横 山 勇 太 朗
 委 員 員 中 島 光 徳 委 員 員 森 ひろたか
 委 員 員 石 田 康 博 委 員 員 林 敏 夫
- 4 委員外議員 議 長 小 島 健 一
- 5 議事説明者 企 業 長 城 博 俊 副企業長 西 山 俊 昭
 総務部長 津 田 宏 浄水部長 小 池 健 一
 建設部長 依 田 一 仁 ほか関係職員
- 6 事務局職員 事務局長 池 田 和 弘 ほか書記3名
- 7 議 事 日 程

第1 付託事件の審査

議案第8号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
会計における利益の処分について

認定第1号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
決算の認定について

第2 業務状況関係の調査

○かわの委員長

それでは、ただいまから、広域水道常任委員会を開会いたします。

これより日程第1「付託事件の審査」を行います。

はじめに、委員会の運営について、おはかりいたします。委員長といたしましては、議案第8号及び認定第1号については一括して議題とし、それぞれ当局から説明を聴取し質疑を行い、資料要求があれば委員会として当局に要求したのち閉会し、次回11月5日に再度質疑を行い、採決と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○かわの委員長

ご異議がないようですのでそのように決定させていただきます。

これより、議案第8号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益の処分について及び認定第1号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定についてを議題といたします。なお、今後の当委員会における当局の説明は、着席にて行ってください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

○津田総務部長

津田総務部長。

○かわの委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

それでは、議案第8号の利益処分と認定第1号の決算の認定につきましては、一括して説明させていただきます。

まず右肩に5番と振ってあります広域水道常任委員会資料、利益処分関係をご覧ください。1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。議案第8号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益処分についてご説明いたします。

1 処分の概要でございます。後程ご説明する令和6年度水道用水供給事業会計決算におきまして、未処分利益剰余金として計上いたしました112億4,264万余円の利益処分を行うものでございます。(2)処分の内容について、大きく2つございまして、1つは令和6年度の工事費や起債償還の支払いに充てるため、積立金を取り崩しましたのでその分の49億8,189万余円を自己資金に組み入れるものでございます。

2つ目は、令和6年度決算において計上した利益である62億6,075万余円につきまして、2分の1の31億3,037万余円を企業債償還の補填財源として減債積立金に積み立て、残りの2分の1の31億3,037万余円につきましては、今後の施設整備費の財源として建設改良積立金に積み立てるものでございます。

これにより今後の企業債償還と施設整備にバランスよく対応して参りたいと考えております。利益の処分については以上でございます。

続きまして、右肩に6番と振っております広域水道常任委員会資料、決算関係をご覧ください。2枚おめくりいただき、裏面の目次をご覧ください。1 概況から、9 実施計画との比較について順次ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

令和6年度決算の概要です。1 概況(1) 令和6年度決算の主なポイントです。まず1つ目の丸、純利益につきましては、予算に比べ約21億33万円増、前年度決算に比べ2億355万減の約62億6,075万円となり、1つ飛びまして3つ目の丸、累積資金残高は予算に比べ21億903万円増。前年度決算に比べ12億7,885万円増の約136億2,181万円となりました。いずれも予算での見通しよりも改善、上回る結果となっております。

2つ目の丸、ピーク時には4,000億円を超えていた企業債残高につきましては、前年度の令和5年度から約82億7,809万円減少し、約496億9,087万円となり、償還は着実に進んでおります。

次の(2)収支の状況につきましては後程ご説明いたします。

次に(3)令和6年度に実施した主な事業でございます。令和6年度は現行の実施計画の4年目でしたが、かながわ広域水道ビジョンに掲げた最適な水道システムの実現に向けて、この計画にある各施策の着実な推進を図りました。実施いたしました主な取り組みを記載しておりますので、後程ご確認ください。

2 ページをお開きください。

2 用水供給業務です。上の表、供給水量内訳をご覧ください。

令和6年度の年間総供給水量は、表の最上段、水色の網掛け部分、予算では構成団体全体で約4億9,115万立方メートルを予定しましたが、決算では約4億8,883万立方メートルとなり、予算と比べ約232万立方メートルの減、率にいたしますと0.5%の減となり、予算に対し供給水量は若干の減少となりました。

上の表にはですね、事業別と団体別の対予算の内訳の水量をお示しし、また下の表には対前

年度の供給水量内訳がございますのでご確認いただければと思います。

右側3ページをご覧ください。

まず下のグラフをご覧ください。このグラフは構成団体が各ご家庭に給水する水のうち、企業団からの受水で賄った割合がどの程度あるのかについて、過去5年分を示したものでございます。

企業団からの受水で賄った量の割合は、棒グラフのオレンジ色の部分のとおり、概ね50%程度で横ばいで推移しております。上のグラフは下のグラフの令和6年度の棒グラフを構成団体別に示したものでございます。

4ページをお開きください。

3 予算との比較でございます。

(1) 収益的収入及び支出について、5ページの表を用いて説明いたします。こちらの表は、令和6年度の予算額と決算額を比較しております。数字が2段書きの部分がございますが、上段の括弧書きは当初予算額、下段が流用後の予算額となっております。

初めに収入ですが、表の2行目水色の網掛け部分、収益的収入では、予算額に対して約1,881万円減の約462億2,549万円の収入となっております。これは主に構成団体の供給水量が減少したことによるものでございます。続いて支出ですが、表の中段、水色の網掛けにありますとおり、収益的支出では、予算額に対して約20億2,173万円減の約391億3,845万円の執行となりました。減少した主な要因ですが、減少額の大きい順に収益的支出から4行下の委託料が、約5億1,000万円減少しています。これは令和6年度は台風の影響が比較的少なかったため、川の水があまり濁らず、浄水場に入り込む泥の量が減りましたのでその泥の処分に係る委託料が少なかったことなどによるものでございます。

次に委託料から4行下の薬品費が約3億9,000万円減となっておりますが、やはり台風等がなく、使用量が少なかったということと、薬品の契約単価が落ちたことなどによるものでございます。3番目として薬品費から2行下のダム管理費も約3億9,000万円減となっておりますが、三保ダム、宮ヶ瀬ダムともに、管理費の負担額が減となったものでございます。4番目として、委託料の2行下の修繕費が、機械装置、構造物修繕の減により、2億6,000万円ほど減となっております。

表左側の円グラフにつきましては、収益的収入と収益的支出の内訳の割合をお示したものでございますので、ご確認ください。

6ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出について、下の表を用いて説明いたします。表の2行目、水色の網掛け資本的収入をご覧ください。資本的収入は、決算額において約35億16万円となり、予算額に対し約1億1,583万円の減少となりました。減少の主な要因としては、一般建設改良費の起債対象事業が減ったことにより、財源となる企業債の借り入れが減になったことによるものでございます。

続きまして表の中段、水色の網掛け部分にございます資本的支出につきましては、予算額約233億8,320万円に対し、約18億3,600万円減の約215億4,720万円の執行となりました。

残額約18億3,600万円のうち、約14億3,830万円を翌年度に繰り越し、約3億9,770万円を不用額といたしました。不用額が生じた主な要因は、一般建設改良費が契約残や入札の結果によって減となったことなどによるものでございます。

また、資本的支出の2行下、投資有価証券購入費ですが、収益性の向上を図るため令和5年度から資金運用の対象を拡大し、10年間の担保付社債を2億円分購入しております。

なお、表の最下段、資本的収支差額は約180億4,703万円の不足を生じましたが、損益勘定留保資金等で補填をしております。

表の左側にある円グラフにつきましては、資本的収入と資本的支出の内訳の割合をお示したものでございますのでご確認ください。

続きまして、7ページをご覧ください。

(3) 資金収支内訳でございます。下の表でご説明いたします。

表の上から4行目の損益が一番右側の列の増減にあるとおり、約21億33万円改善したことなどにより、表の最下段にございますように年度末の累積資金残高は約136億2,181万円となり、予算時の見通しよりも約21億903万円の増加、改善となりました。

ページをおめくりいただき、8ページをご覧ください。

4の前年度決算との比較でございます。

(1) 収益的収入及び支出について、9ページの表でご説明いたします。

表の上から2行目、水色の網掛け、令和6年度の収益的収入は約462億2,500万円で、令和5年に対し約2億2,300万円の減収となりました。これは供給水量が約1.2%減少したことなどが影響したほか、令和5年度がうるう年だったため、令和6年度は基本料金収入が1日分減少したことによるものでございます。

続いて表の中段、水色の網掛け、令和6年度の収益的支出は約391億3,800万円で、令和5年度に対し約8,700万円の減少となりました。支出の内訳ですが、表の一番下から6行目の減

償却費等の欄をご覧ください。令和5年度の執行額が約166億3,000万円であるのに対し、6年度は約162億9,200万円と約3億3,800万円減少しております。これは償却済みの資産の増加により、償却費が減じたことを意味しております。さらに1行下、支払利息ですが、企業債残高が低減していることにより令和5年度より約2億4,000万円の減となっております。

一方で増加しているものもございます。

収益的支出の1行下ですが、職員費につきましては、令和5年度に対し約1億1,878万円の増額となっております。その5行下の修繕費も約3億8,771万円の増額となっております。これらは給与改定に伴う職員給与のほか、労務単価や資材単価が増加したことなどによるものでございます。

この結果、表の最下段に記載にしておりますとおり、損益は前年度対比約2億300万円の減益となる、約62億6,075万円となっております。全体的な傾向でございますが、減価償却費や支払利息といった過去の建設投資に伴うコストは減少傾向である一方、施設の老朽化のほか、職員給与費、労務単価や資材単価の増などによる生産コストや維持保全コストの増加傾向が続いております。

水処理費用の増加傾向は今後も継続するとの認識であり、今後本格化を予定している管路更新や令和9年度から着手予定の再構築事業などに多額の費用を要することを踏まえると、なお一層の経費節減に努めなければならないと考えております。

続きまして、10ページをご覧ください。

こちらは参考として、上のグラフに過去5年間の人員の推移を、そして下のグラフには人件費の推移をあらわしております。まず上のグラフの人員の推移ですが、青で示した常勤職員とオレンジ色で示した会計年度職員の合計人数は概ね横ばいとなっております。なお、常勤職員は増加していますが、これはこの間、企業団の65歳以上のOB職員を定数外の会計年度任用職員として引き続き任用して参りましたが、今後の再構築などの大規模事業に備え、70歳の雇用満了のタイミングで会計年度職員ではなく常勤職員を新規に採用したことによるものでございます。

次に、下の人件費でございますが、グラフにお示ししたとおり若干上昇傾向となっております。これは先ほど申し上げたとおり、常勤職員が増加していることもございますが、主に人事院勧告に基づく給与改定によるものでございます。

右側11ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出についてでございます。下の表でご説明いたします。

表の2行目、水色の網掛け資本的収入をご覧ください。資本的支出の財源となる令和6年度の資本的収入は約35億16万円で、その内訳は企業債が35億円、その他資本的収入約16万円となっております。令和5年度と比べますと約5億2,400万円の増加となっております。増加の主な理由でございますが、起債対象事業の増加に伴い企業債の発行額が増えた一方で、補助金につきましては令和6年度は補助対象事業がなかったことから、令和5年度には約2億6,000万円あったものが0となっているためでございます。

次に表の中段、水色の網掛け資本的支出の欄をご覧ください。令和6年度の資本的支出は約215億4,700万円で、令和5年に対し約4億4,100万円の減となりました。これは1行下の一般建設改良費が令和5年度に比べて約8億900万円の増となった一方で、2行下の企業債償還金が、企業債残高の低減により約12億5,600万円の減となったことなどから、資本的支出全体では差し引き4億4,100万円の減となったものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

はい。12ページ及び13ページでは、一般建設改良費の内訳と過去5年間の推移を記載しておりますので後程ご確認いただければと思います。

1枚おめくりいただき、14ページをご覧ください。

6 企業債償還金です。

14ページ及び15ページでは企業債償還金の償還額と残高について、その内訳と推移を記載しております。

15ページの下グラフをご覧ください。こちらは企業債残高の推移を年度別で示したものでございますが、棒グラフ上のオレンジ色で表している相模川水系建設事業第1期で借り入れた企業債残高が右肩下がりとなっており、順調に償還が進んでいることがおわかりいただけるかと思えます。

続きまして、16ページをご覧ください。

16ページ、17ページは財務諸表でございます。16ページは損益計算書、17ページは貸借対照表を記載しております。

16ページの損益計算書につきましては、先ほどまでご説明して参りました収益的収支の状況のとおりであります。説明と表が消費税抜きでの表記となっておりますのでその点だけご注意ください。

右側17ページをご覧ください。

8 貸借対照表です。

表2行目の固定資産につきましては、増減欄のとおり約72億8,000万円減少しておりますが、これは建設改良工事による新たな資産の取得よりも、減価償却等による資産の減額が上回ったことによるものでございます。つまり老朽化が進んでいるということを示しております。5行目にあります、流動資産につきましては、5年度との比較で約28億7,200万円増加しましたが、これは預金の増によるものでございます。その2行下、固定負債につきましては、約66億2,800万円減少していますが、これは企業債の償還が進んだことによるものでございます。その2行下、繰延収益については約34億3,000万円減少していますが、これは令和6年度は国庫補助金などの受け入れはなかった一方、令和5年度以降に受け入れた国庫補助金により、建設、取得した資産の減価償却による減少が進んだことによるものでございます。表の下から2行目でございます、利益剰余金については約13億6,200万円増加しましたが、これは建設改良積立金の積み立てと減債積立金の積立額が取り崩し額を上回ったことにより、増加したものであります。

18ページをご覧ください。

9 実施計画との比較について、下の表を用いてご説明いたします。表の3行目をご覧ください。

令和6年度決算の損益約62億6,000万円は、実施計画に対し、約9億6,000万円上回る純利益となっております。次に、表の下から2行目をご覧ください。ここでは、繰越充当財源を含む累積資金過不足額を記載しておりますが、実施計画に対し約62億5,000万円の増加の約151億3,500万円となっております。損益、資金のいずれにおいても、実施計画の見通しを上回る決算状況となっております。

以上が令和6年度決算の概算、概要説明でございましたが、19ページに参考資料として、令和6年度資金不足比率をお付けしておりますので説明させていただきます。

小さい字で恐縮ですが、19ページの表の下に米印ですね、地方公共団体の行政の健全化に関する法律を記載しておりますが、この第22条第1項の規定により毎年度この資金不足比率を算出することとなっております。令和6年度の資金不足比率につきましては、上のですね、算定の基礎の表に記載されておりますとおり、流動資産の額が流動負債の額を大きく上回っており、比率を算定すべき資金不足は生じてございません。

以上で令和6年度の決算の概要について、終了いたします。

○かわの委員長

以上で説明が終わりました。それでは議案第8号及び認定第1号について質疑を行います。

質疑のある方は順次ご発言をお願いします。

(質疑なし)

○かわの委員長

よろしいですか。はい。質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

議案第8号及び認定第1号については、本日はこの程度にしたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○かわの委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。よって次回引き続き調査を行います。次に日程第2「業務状況関係の調査」を行います。

おはかりします。委員長といたしましては、業務状況関係について、当局から説明を聴取し、質疑を行い、資料要求があれば、委員会として当局に要求したのち閉会し、次回11月5日に再度質疑を行いたいと考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○かわの委員長

ご異議がないようですのでそのように決定させていただきます。それでは当局の説明をお願いいたします。

○小池浄水部長

小池浄水部長。

○かわの委員長

小池浄水部長。

○小池浄水部長

それでは右上7と記載がございます、広域水道常任委員会資料、業務状況関係をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

1 令和7年度上半期における供給水量の実績等につきましては、私、浄水部長から、2 実施計画の取り組み状況等及び3 活性炭に関わる入札談合訴訟の和解について、総務部長からそれぞれ分担して説明をさせていただきます。

それでは次ページ、1ページの上段(1)供給水量の実績でございます。

令和7年度上半期における供給水量は2億4,121万1,400立方メートルを見込んでおりましたが、実績は構成団体からの増量が当初の見込みよりも少なかったことにより、2.0%減の2億3,647万2,630立方メートルとなっております。なお、構成団体別の供給水量の実績につきましては以下の表のとおりでございます。ご確認いただければと思います。

続きまして、(2)水源水質管理業務の実績でございます。

企業団及び構成団体で共同設置いたしました広域水質管理センターでは、各事業体が個別に実施してきました水源水質管理業務を統合して効率的に行っております。令和7年度上半期における水源水質情報に基づく水源臨時調査事例は21件で関係機関と連携して一元的に対応いたしました。

次に(3)洪水時における危機管理対策の実績でございます。横浜地方気象台から、小田原市内にございます飯泉及び、海老名市内にあります社家取水管理事務所の所在地域に対しまして、降雨に関する注意報または警報が発せられた場合や堰への流入量等に応じ、下表に示すように準備警戒体制をはじめ、3つの区分の洪水警戒体制をもって洪水に備えております。警戒態勢に応じて職員を増員配置し、警報車による河川巡視や堰ゲートの操作、関係機関との連絡など安全、安定的に取水するための堰の管理を行っております。令和7年度上半期の洪水警戒体制配備の実績につきましては、以下の表のとおりとなっておりますのでご確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○津田総務部長

津田総務部長。

○かわの委員長

津田総務部長。

○津田総務部長

はい。それでは続きまして2 実施計画の取り組み状況等について説明させていただきます。

まず(1)現行実施計画の取り組み状況ですが、企業団ではビジョンに掲げました将来像の実現に向け、具体的な実施施策を定めた令和3年から7年の実施計画に基づき、この間5事業者による再構築事業をはじめ、老朽化や災害への対策のほか財源・人材の確保などに取り組んで参りました。

計画に掲げました実施施策は概ね順調に推移しております。特に、水道システムの再構築に

向けて施設整備計画を策定するとともに、実施施策の耐震化などの取り組みも着実に進めております。

主な取り組みの進捗状況を、下の表でお示ししております。

まず、ビジョンの1つ目の柱でありますI 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用管理についてです。

水道システムの再構築のうち、一番上ですね、水道施設の再構築の取り組みとして、5事業者の施設整備計画を策定し、その整備内容の詳細について、現在5事業者間で調整をしております。次に上流取水の優先的利用の取り組みとして相模川上流の沼本地点の未利用水利権の活用を昨年12月より開始し、さらに社家地点での取水量増量について関係者との協議を進めております。その下の取水・浄水の一体的運用の取り組みとしましては、向こう5年間の構成団体の水需要を考慮し、5事業者の工事実施時期や水運用を毎年度調整しております。また、老朽化対策の取り組みとして、施設の点検修繕や更新工事を計画的に実施するとともに、既設管路の更新に着手しております。

次に、2つ目の柱であります、自然災害や多様なリスクへの対応強化についてでございます。耐震化の取り組みとして耐震補強工事を実施し、調整池などの主要施設の耐震化が完了しております。浸水対策の取り組みとして飯泉及び社家の2つの取水施設全周を囲む防水壁の設置工事に着手しております。表の下に写真がございますが、左側にですね、飯泉の防水壁の設置位置をお示ししております。真ん中の表に戻っていただきまして、停電対策の取り組みといたしましては、浄水場等の受電設備の2系統化と、下の右側の写真でございますが、相模原ポンプ場の非常用発電機を更新しております。

次に3つ目の柱、経営基盤の強化についてです。財源確保の取り組みとしましては、国庫補助制度を積極的に活用するとともに、再構築に係る補助制度の創設などを国へ要望しております。また、今後の施設整備に向けて建設改良積立を実施しております。次に、官民連携の取り組みでは、浄水場の運転管理業務支援システムやドローンによる施設点検などについて、民間企業との共同研究を実施しております。その下の人材確保の取り組みとして、採用に係る広報の強化や試験制度を適宜見直すとともに、デジタルや用地交渉に関する業務経験が豊富な人材を任期付職員として採用しております。また、人材育成の取り組みとして、電気主任技術者など業務で必要となる資格の取得支援などを強化いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

(2) 次期の実施計画の検討状況についてでございます。令和7年度は現行実施計画の最終

年度でございまして、現在次期計画の策定作業を進めております。

まず、ア これまでの検討状況でございます。次期実施計画については構成団体と調整を行うとともに、外部有識者5名で構成される実施計画評価委員会において、ご意見、ご助言をいただきながら、策定作業を進めております。今年9月に開催した第5回の評価委員会では、次期実施計画の素案に記載した施策内容を中心に、有識者からご意見をいただいております。主な意見を参考として、下の表に記載しておりますので、ご確認ください。

次にイ 実施計画素案についてです。第5回評価委員会での意見を踏まえた素案の主な施策についてご説明いたします。なお、実施計画素案の詳細につきましては、補足資料として別にご用意しておりますので、後程ご確認ください。

まず1つ目の柱であります、I 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理についてです。水道システムの再構築、老朽化対策などの各施策を着実に推進し、安定供給を継続するため、以下の表にお示した取り組みを実施いたします。具体的には、まず水道システムの再構築のうち、水道施設の再構築では、5事業者で実施する再構築に係る企業団の実施計画を策定し、送水管の整備に、令和9年度から着手いたします。次に、取水・浄水の一体的運用の取り組みとしましては、5事業者で検討会を設置し再構築後の施設を見据えた水運用について検討を行うとともに、新たに構成団体との水運用担当者同士ですね、人事交流を実施いたします。老朽化対策としましては、計画的な修繕、更新工事を実施し、特に既設管路の更新を推進して参ります。

次に、2つ目の柱であります、自然災害や多様なリスクへの対応強化についてです。

災害や事故の発生時に、被害を軽減し迅速な復旧を可能とするため、以下の表にお示した取り組みを実施いたします。具体的には、まず耐震化の取り組みとして排水処理施設の耐震化に取り組み、浄水施設の耐震化率を計画期間内に100%とすることを目指します。

また、既設管路を更新する際には、耐震管を採用することで耐災害性を強化いたします。次に、停電対策の取り組みとして非常用発電機用の燃料タンク容量の増設などに取り組み、停電が発生した場合でも浄水場が72時間稼働できるように体制を整備いたします。非常時対応の取り組みとしては、リスク分析に基づく被害想定訓練の実施や危機管理マニュアル等の見直しにより、非常時における組織対応力を強化いたします。

次に4ページをご覧ください。

3つ目の柱であります、経営基盤の強化についてです。

再構築などの事業を推進するために必要な財源を確保するとともに、将来を見据え、人材の

確保育成や組織業務執行体制の見直しを進めて参ります。具体的にはまず、財源の確保の取り組みとして国庫補助金の積極的活用と制度拡充に関する国への要望を行うとともに、企業債の柔軟な発行を実施します。また、用水供給料金の算定方法について、資金収支方式から損益収支方式へ移行等についてですね、構成団体と検討いたします。

次に事業運営・組織に関する取り組みとして、既存業務の集約化や自動化、そして官民連携の活用などによる省力化や効率化を進めて参ります。また、将来の事業運営を見据え、職員配置や業務執行体制を見直していきます。

人材確保・育成の取り組みとしましては、採用方法などを適宜見直しや採用広報の強化により事業継続に必要な人材の確保をして参ります。また、今後の円滑な事業運営に必要なデジタル人材を育成するとともに、職員の資格取得やキャリア形成の支援を実施いたします。

続きまして、(3) 今後のスケジュールについてです。次期実施計画につきましては下の表の水色の矢印でお示ししておりますが、ただいま説明させていただいた素案について、今回の10月議会定例会でご報告させていただいた上でそれを踏まえた原案について、12月上旬の評価委員会を経て、再度1月の議会定例会で報告させていただき、成案を得た後令和8年4月に公表を予定しております。

また、現行実施計画の最終評価につきましては、表の一番下ですね、紺色の矢印でお示ししておりますとおり、12月及び来年6月の評価委員会を経て、原案を来年7月の議会臨時会で報告させていただき、成案を得た後、令和8年8月に公表を予定しております。

実施計画の取り組み状況については以上でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

3 活性炭に係る入札談合訴訟の和解についての報告でございます。係争中でありました活性炭の訴訟について民事訴訟法第89条の規定により、横浜地方裁判所から和解勧告があり、当事者双方の合意によって令和7年9月26日に裁判上の和解が成立いたしました。

(1) 和解の内容でございます。和解の相手方は、本町化学工業株式会社ほか3社。和解金額は表の右側の一番下でございますとおり、総額で995万円となっております。

なお、表の下ですね米印に記載しておりますが、上記4社以外に大阪ガスケミカル株式会社も当事者でありました。しかし、訴訟提起後に同社から和解が提案され、交渉の結果、令和5年1月に裁判外の和解が成立しております。和解額は170万円です。

次に(2) 訴訟までの経緯です。公正取引委員会は、遅くとも平成25年10月から平成29年2月までの間に活性炭メーカーが入札談合を行ったとして、令和元年11月に排除措置命令

及び課徴金納付命令を行いました。

企業団はこの公正取引委員会の命令内容を踏まえた検証を行ったところ、平成 26 年度から平成 28 年度までにおける活性炭の購入において当該入札談合による損害が約 2,773 万円発生していると判断しました。

そこで、令和 4 年 7 月に対象の活性炭メーカーに対しまして損害金の賠償請求を行いました。期日までに支払いがなかったことから令和 4 年 10 月に横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起いたしました。

(3) 訴訟の経過と和解案の受け入れです。訴訟提起後、12 回にわたる口頭弁論において、入札談合の存在などについて主張立証を行う中で、令和 7 年 7 月に裁判所から和解勧告がなされました。裁判所から示された和解案は入札談合の事実と損害の発生を認める内容となっているほか、和解を受け入れずに訴訟を継続する場合には裁判費用が増加することなどを総合的に勘案し、和解案に同意することとしたものでございます。

業務状況報告については以上でございます。

○かわの委員長

以上で、業務状況関係の説明が終わりました。

それでは日程第 2 について質疑を行います。質疑のある方は順次ご発言をお願いします。

(質疑なし)

○かわの委員長

質疑ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。日程第 2 については、本日はこの程度にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○かわの委員長

ご異議がないと認めそのように決定いたしました。よって次回引き続き調査を行います。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次回の委員会は 11 月 5 日午後 2 時から当委員会室にて開催いたします。なお開催通知につきましては、ただいまご出席の皆様には省略をさせていただきます。これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。まことにお疲れ様でした。

広域水道常任委員会記録

令和7年11月5日（水）

神奈川県内広域水道企業団議会

広域水道常任委員会記録

- 1 開催日時 令和7年11月5日(水)
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 出席者 委員長 かわの 忠 正 副委員長 渡 辺 光 一
 委 員 員 いそもと桂太郎 委 員 員 青 山 圭 一
 委 員 員 斉 藤 達 也 委 員 員 横 山 勇 太 朗
 委 員 員 中 島 光 徳 委 員 員 石 田 康 博
 委 員 員 林 敏 夫
- 4 委員外議員 議 長 小 島 健 一
- 5 欠 席 者 委 員 員 森 ひろたか
- 6 議事説明者 企 業 長 城 博 俊 副企業長 西 山 俊 昭
 総務部長 津 田 宏 浄水部長 小 池 健 一
 建設部長 依 田 一 仁 ほか関係職員
- 7 事務局職員 事務局長 池 田 和 弘 ほか書記3名
- 8 議 事 日 程

第1 付託事件の審査

議案第8号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
会計における利益の処分について

認定第1号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業
決算の認定について

第2 業務状況関係の調査

○かわの委員長

それでは、ただいまから広域水道常任委員会を開会いたします。

はじめに、委員会の運営についておはかりいたします。委員長といたしましては、前回に引き続き日程第1「付託事件の審査」及び日程第2「業務状況の関係の調査」について質疑を行い、日程第1について採決というように考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○かわの委員長

ご異議がないようですのでそのように決定をさせていただきます。

それでは、日程第1「付託事件の審査」について質疑を行います。

議案第8号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益の処分について及び認定第1号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について、質疑のある方は順次ご発言を願います。

（質疑なし）

○かわの委員長

質疑、ご意見は特にないようですので、質疑は以上で終了いたします。

次に日程第2「業務状況関係の調査」について質疑を行います。質疑のある方は順次ご発言を願います。

○林委員

委員長。

○かわの委員長

林敏夫委員。

○林委員

はい。それでは少し質問させていただきたいと思います。

近年水道管の漏水による事故がいろんなところで発生をしておりますけれども、県では破損リスクの高い铸铁管から耐震性のあるダクタイル铸铁管に更新を進めていると仄聞していますが、当企業団における管路の老朽化対策について何点か伺いたいと思います。

初めに、当企業団の管路の老朽化の状況がどのようになっているのか伺いたいと思います。

○織田事業計画課長

織田事業計画課長。

○かわの委員長

織田事業計画課長。

○織田事業計画課長

企業団では、全国的に破損事例が確認されております。ダクタイル鋳鉄管と鋼管を使用しております。

お尋ねの老朽化の状況でございますが、管路総延長約 231 km のうち約 3 割に当たります約 63 km が設置後 50 年を超過している管路となっている状況でございます。

○林委員

委員長。

○かわの委員長

林委員。

○林委員

はい。今約 3 割が設置後 50 年を経過しているとのことでありましたが、更新の状況はどのようなになっているのか伺います。

○織田事業計画課長

織田事業計画課長。

○かわの委員長

織田事業計画課長。

○織田事業計画課長

企業団では他団体の事例などを参考に、非開削工法でトンネル内に布設した管路の更新基準を 100 年、開削工法で直接地中に布設した管路については鋼管では 80 年、ダクタイル鋳鉄管では 60 年の耐用基準を設けており、現在のところこの基準に達している管路はございません。

しかし、今後 5 年間には 60 年の耐用基準に達する管路が約 17 km ございまして、こうした管路の更新にあたっては、まず水の供給を維持するための代替ルートとなる連絡管を設置する必要があり、今年度から連絡管の工事に着手したところでございます。

○林委員

委員長。

○かわの委員長

林委員。

○林委員

はい。連絡管の工事に着手しているとのことですが、次期実施計画における管路更新に係る費用はどのぐらいの規模となっているのか伺います。

○織田事業計画課長

織田事業計画課長。

○かわの委員長

織田事業計画課長。

○織田事業計画課長

次期実施計画期間の5年間では、3路線約8kmの連絡管を完成させ、加えて4路線、約14kmの連絡管の工事に着手することとしています。これらの事業費は約217億円と見込んでおりまして、国庫補助を活用しながら進めて参ります。

○林委員

委員長。

○かわの委員長

林委員。

○林委員

はい。国庫補助金はどのぐらいを見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

○織田事業計画課長

織田事業計画課長。

○かわの委員長

織田事業計画課長。

○織田事業計画課長

管路更新に係る国の補助率は最大で事業費の4分の1となっております。次期実施計画の初年度となる令和8年度では、約27億円の事業費のうち国庫補助金は約6.6億円と見込んでおります。

○林委員

委員長。

○かわの委員長

林委員。

○林委員

はい。それぞれご答弁ありがとうございました。それでは、要望だけさせていただきます。

管路の老朽化が進行し、破損や漏水などが生じた場合には、大規模な減断水に直結し、我々の生活にも多大な影響を与えることとなります。今後、水道施設の再構築も予定されている中、企業団施設の役割はますます重要となってきますので、将来にわたって安定供給を継続していくために計画的な管路更新をしっかりと進めていただきたいと思います。以上です。

○かわの委員長

他にいかがでしょうか。

○青山委員

委員長。

○かわの委員長

青山圭一委員。

○青山委員

はい。青山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からはですね、令和7年10月議会定例会の資料7、広域水道常任委員会資料業務状況の5ページ、活性炭に係る入札談合訴訟の和解についてご説明が先般あったところでございますけれども、こちらにつきまして何点かお伺いさせていただきたいと思っております。

この資料によりますと、公正取引委員会は遅くとも平成25年10月から29年の2月までの間入札談合があったと認定したと記載がされておりますが、それ以前から行われていたかどうかについては、あくまで証拠がないため「遅くとも」ということになったと思っております。そして、この問題については、かなり前から取り組みがされていて今回この和解があったということでもあります。和解の内容等について記載があるように995万円の和解額ということですが、当該入札談合による損害は約2,773万円発生していると、こういうような記載もございました。

そこで何点か順を追ってお伺いしたいと思っておりますが、なぜ今申し上げたように4年間もの間この談合入札が行われてきたのか、その点についてまず確認をさせていただきたいと思っております。

○菱山契約検査課長

菱山契約検査課長。

○かわの委員長

菱山契約検査課長。

○菱山契約検査課長

はい。公正取引委員会の排除措置命令の認定内容によりますと、今回の談合は活性炭メーカーのほとんど16社が参加し、業界ぐるみで価格を支配していたものであります。当企業団と

してはこのような状況から価格の高止まりを認知することが困難な状況でございました。また、活性炭入札には談合があったとされたメーカーには入札参加資格はなく、いずれも商社、流通業者が入札に参加しており、企業団はメーカーとの間に直接の取引関係がございませんでした。

事実、今回の談合により被害が生じたと考えられる地方公共団体は 50 団体以上ございますが、いずれも公正取引委員会の排除措置命令が発出される以前には、談合の存在を認知しておらず、こうしたことがこの談合が長期に渡った要因であったと考えております。以上です。

○青山委員

委員長。

○かわの委員長

青山委員。

○青山委員

はい。今お話がありましたように、活性炭メーカーのほとんど 16 社が業界ぐるみでこの価格を支配してたというですね、大変これは看過できない問題だと私は認識をさせていただきました。

神奈川県内広域水道企業団のみが被害にあったのかなと思っておりましたが、今お話がありましたように 50 団体ということなので、非常にこれは大きな問題ではないかなと思います。談合があったメーカーには参加資格がないということなんですけども、今後この 4 社とはですね、取引は私は行うべきじゃないと考えます。常識的に考えて。その点について、今後この 4 社との取引についてどのように考えているのか、私は行うべきではないと考えますがご見解をお伺いしたいと思います。

○菱山契約検査課長

菱山契約検査課長。

○かわの委員長

菱山契約検査課長。

○菱山契約検査課長

はい。繰り返しになりますが、この 4 社との取引はこれまでも行っておらず、活性炭の調達には商社、流通業者から行っているものでございます。このため企業団の契約の相手方とならないメーカーに対して、指名停止処分などの排除措置を講じるということは制度的に困難でありまして、他の地方公共団体においても同様の状況であると伺っているところでございます。なお、こうした中においても談合があったメーカーに対しては公正取引委員会から課徴金納付命

令の措置が行われ、当企業団といたしましても不正のあったメーカーに対しては毅然とした態度で臨むべきと考え、今回の損害賠償請求訴訟の提起に至ったものでございます。以上です。

○青山委員

委員長。

○かわの委員長

青山委員。

○青山委員

はい。今ご説明がありましたが、この4社との取引はこれまでも行っておらず、活性炭の調達は流通業者から行っていたということなので、今後もその間に入って流通業者がそこを指名すればそこを使わざるをえない。間接的にですけども、そういうスキームということだと思います。これは納得いかないことでありまして、今毅然として損害賠償請求を提起しましたというお話があり、約2,773万円の入札による損害があったということなんですが、結果的に和解では995万円ということなので、これにあと裁判費用だとか、それからこれに対します時間的な問題だとか含めたらですね、非常に大きな損害であったと思います。

そういうようなことが起こったにもかかわらず、また同じ業者から調達をしなくてはならない。仕様書に書くのかどうかわかりませんが、選定については適正に、実績とかそういうことも勘案して私はやるべきではないかなと考えております。

そこでですね、今後の再発防止策についてはどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○菱山契約検査課長

菱山契約検査課長。

○かわの委員長

菱山契約検査課長。

○菱山契約検査課長

はい。この談合に伴う再発の防止策でございますが、今回の件を教訓に経済情勢や物価の動向から明らかに逸脱したような落札価格の変動がないかなどについて、しっかりと注視し、異常があった場合につきましては構成団体等とも情報を共有しながら、流通業者にヒアリングをするなどの対応を講じてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○青山委員

委員長。

○かわの委員長

青山圭一委員。

○青山委員

はい。しっかりお願いしたいと思いますが、50 団体ということでもありますので、神奈川県内広域水道企業団だけでなくまだ裁判が続いているところがあると思うんですね。裁判中のところはなかなか調整も難しいのかもしれませんが、しっかりそことも連携をとっていただきたいと思います。今回は活性炭ということですが、他の薬品も同じような調達の仕組みになっていると思います。本来だったらメーカーと訴訟をすれば済むのかもしれませんが。しかし、結果的には流通業者とやりとりするというような形になっており、さらに業者が 16 社しかないということなのでなかなか難しいところあるかもしれませんが、不適正な業者との取引が回り回って水道料金に反映してくるという可能性もあると思いますので、ぜひしっかりとした対応策というものを検討していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上とさせていただきます。

○かわの委員長

はい。

他にはいかがでしょうか。

(質疑なし)

○かわの委員長

よろしいですか。はい。それでは質疑、ご意見はその他特にないようでございますので、質疑は以上で終了いたします。

これより、日程第 1 「付託事件の審査」について、採決を行いたいと思います。

おはかりいたします。採決の方法については、挙手採決でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○かわの委員長

ご異議がないと認め、これより採決いたします。採決は区分して行います。

まず、議案第 8 号 令和 6 年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計における利益の処分について、原案のとおり可決することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○かわの委員長

総員挙手により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第1号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について、認定することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○かわの委員長

総員挙手により、認定すべきものと決定いたしました。

次に日程第2「業務状況関係の調査」についておはかりいたします。日程第2については、今回の調査を踏まえ、水道用水供給事業について、さらに議会閉会中調査を継続することにしたと思いますので、議長あて申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○かわの委員長

ご異議がないと認め、そのように決定いたしました。

本委員会の「審査結果報告書」及び「閉会中継続調査申出書」の案文につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして、広域水道常任委員会を閉会いたします。

まことにお疲れ様でした。